

## ○プラザ棟に関する規則

制定 平成18年4月1日 規則第2号

(目的)

**第1条** この規則は、河北郡市広域事務組合廃棄物処理施設設置条例（平成16年河北郡市広域事務組合条例第25号）第2条に定める河北郡市リサイクルプラザのプラザ棟（以下「プラザ棟」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(事業)

**第2条** プラザ棟は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 廃棄物の減量及び有効利用等に関する情報その他の環境の保全に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (2) 廃棄物の減量及び資源の再利用に係る活動その他の環境の保全に関する活動に関すること。
- (3) 不用品の再生、補修並びに展示及び提供に関すること。
- (4) 廃棄物の有効利用に係る体験学習に関すること。
- (5) 住民への施設及び設備の提供に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、理事会が特に必要と認めること。

(愛称)

**第3条** プラザ棟の愛称は、「エコみらい河北」とする。

(休業日及び使用時間)

**第4条** プラザ棟の使用に供しない日（以下「休業日」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）にあたる場合は、その日以後で最も近い休日でない日。）
- (2) 1月1日から1月4日まで
- (3) 5月3日から5月5日まで
- (4) 12月28日から12月31日まで
- (5) プラザ棟（プラザ棟に付随する設備を含む。）の修理、点検、清掃及び工事等がある日
- (6) その他理事会が必要と認めた日

**2** プラザ棟の使用時間は、午前8時30分から午後5時00分までとする。

**3** 理事会において必要があると認めるときは、休業日及び使用時間を変更することができる。

(使用の許可及び申請)

**第5条** 次に掲げるプラザ棟内の施設（施設に付随する設備、書籍、図面等を含む。以下「施設」という。）を専用的に使用しようとする者は、あらかじめエコみらい河北使用許可申請書（様式第1号）を提出し、理事会の許可を受けなければならない。

- (1) 研修室
- (2) 会議室1
- (3) 会議室2

(4) キッチン

(5) 工作室

2 理事会は、前項の使用の許可の際、必要な条件を付けることができる。

3 第1項に規定にする申請の受付については、当該使用の初日の前2月から行うものとする。

4 前項に規定する申請の受付の日が休業日に当たるときは、その日の前の休業日でない直近の日とする。

(使用期間)

**第6条** 前条第1項に規定する施設を連続して使用することができる期間は、5日を超えない範囲内とする。ただし、理事会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(使用許可の順序)

**第7条** 使用許可の順序は、第5条第1項の規定に基づきなされた申請に対し、当該申請の受付順序により行うものとする。

(使用許可書の交付及び提示義務)

**第8条** 理事会は、施設の使用を許可したときは、エコみらい河北使用許可書（様式第2号。以下「使用許可書」という。）を交付する。

2 施設の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、施設を使用するときは、使用許可書を携帯し、職員から要求があったときは、これを提示しなければならない。

(使用許可の変更等)

**第9条** 使用者は、許可を受けた事項を変更し、若しくは取消しをするときは、エコみらい河北使用許可変更（取消）申請書（様式第3号）に使用許可書を添付して、遅滞なく理事会に提出しなければならない。

2 理事会は、前項の申請があった場合において、使用の変更を許可したときは、プラザ棟使用変更許可書（様式第4号）を交付するものとする。

(使用の不許可等)

**第10条** 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、プラザ棟の使用を拒み、又は第5条第1項並びに第9条第1項の許可をせず、若しくは既にした許可を取消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

(1) 河北郡市広域事務組合施設使用条例（平成16年河北郡市広域事務組合条例第23号。以下「条例」という。）又は本規則等に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により使用の申請をし、又は許可を受けたとき。

(3) 建物、設備等を損傷する恐れがあると認めるとき。

(4) 使用の期間が長期にわたり、他の使用に妨げがあると認めるとき。

(5) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

(6) 使用の許可を受けた目的以外に使用し、若しくはその恐れがあると認めるとき。

(7) プラザ棟の管理上の指示又は指導に従わないとき。

(8) その他管理上支障があると認めるとき。

2 前項の措置により使用者に損害があっても、本組合は、その責を負わない。

(特別設備)

**第11条** 使用者は、施設に特別な設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、

理事会が特に認めるときはこの限りでない。

2 使用者が使用に際し特別の設備をし、又は変更を加えるときは、あらかじめ理事会の承認を得なければならない。

3 前項の設備は、使用を終えたとき又は第10条の規定により使用の取消し等を受けたときは、自己の費用をもって直ちに原状に復さなければならない。

(入館者及び使用者の遵守事項)

**第12条** プラザ棟に入館する者（以下「入館者」という。）及び使用者は、条例に定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) リサイクルプラザの原状を損傷し、又は変更しないこと。

(2) 風紀・秩序を乱し、他人に迷惑をかける行為をしないこと。

(3) 火災予防の責任を負い、危険を引きおこすおそれがある行為をしないこと。

(4) 他人に危害を及ぼし、他人の迷惑となる物品を携帯しないこと。

(5) 物品販売等営利を目的とした活動を行わないこと。

(6) 動物類（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）に規定する身体障害者補助犬を除く。）を携帯しないこと。

(7) 職員の指示に従うこと。

(使用権譲渡の禁止)

**第13条** 使用者は、理事会の許可を受けないで使用権を第三者に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(原状回復の義務)

**第14条** 使用者は、その使用が終わったとき又は第10条に規定により使用の取消し等を受けたときは、自己の費用をもって原状に回復しなければならない。

(職員の立入り)

**第15条** 使用者は、職員が職務のため施設に立ち入るときは、これを拒むことができない。

(損害賠償の義務)

**第16条** 入館者及び使用者は、プラザ棟の使用に際して施設、付属設備、図書、備品等を損傷あるいは滅失したときは、エコみらい河北施設設備等損傷滅失届出書（様式第5号）により速やかに理事会にその旨を報告し、これを自己の費用をもって原状に復し、若しくは理事会の認定に基づきその損害を賠償しなければならない。

2 前項に定める損害の賠償について、理事会は、特にやむをえないと認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(管理運営の委託)

**第17条** 理事会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、プラザ棟の管理運営の一部又は全部を公共的団体に委託することができる。

(委任)

**第18条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号 (第5条関係)

<h2 style="margin: 0;">エコみらい河北使用許可申請書</h2>			
年 月 日			
河北郡市広域事務組合理事長			
申請者住所 申請者名 (団体名) (代表者氏名) <span style="float: right;">⑩</span> 電話番号 ( ) -			
次のとおり使用したいので、許可されるよう申請いたします。			
使用目的			
使用日時	自 年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分から	至 年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分まで	
使用施設	<input type="checkbox"/> 研修室 <input type="checkbox"/> 会議室1 <input type="checkbox"/> 会議室2 <input type="checkbox"/> キッチン <input type="checkbox"/> 工作室		
使用責任者	(氏名) (電話) ( ) -	入場予定人数	名
特記事項			

※組合記入欄 (申請者は記入しないこと。)

	事務局長	企画課長	プラザ館長	担当者	合 議
決 裁 欄					

- 許可する。  
 許可番号：プ棟使用許可第 号
- 許可しない。  
 理由：規則第10条第 号の規定に該当すると認めるため。

## エコみらい河北使用許可書

申請者名（団体名）  
（代表者氏名） 様

河北郡市広域事務組合理事長 ㊟

年 月 日付で提出された使用許可申請について、次のとおり許可  
します。

使用目的			
使用日時	自 年 月 日（曜日）午前・午後 時 分から 至 年 月 日（曜日）午前・午後 時 分まで		
使用施設	<input type="checkbox"/> 研修室 <input type="checkbox"/> 会議室1 <input type="checkbox"/> 会議室2 <input type="checkbox"/> キッチン <input type="checkbox"/> 工作室		
使用責任者	（氏名） （電話）（      ）      —	入場予定人数	名
特記事項			
付帯条件			

## 注意事項

1. 使用当日は、この許可書を提示すること。
2. 許可書に記載した目的以外に使用しないこと。
3. 準備及び後始末は使用時間内に行い、清掃及び使用した備品等を所定の場所に返納すること。
4. 公の秩序又は善良な風俗を乱さないこと。
5. 物品の販売等営利を目的とした活動を行わないこと。
6. 施設の設備等を損傷、毀損又は滅失したときは、直ちにその旨を報告し、その損害を賠償すること。
7. 危害を及ぼし、又は迷惑となる物品を持ち込まないこと。
8. 指定の場所以外での飲食、喫煙又は火気の使用をしないこと。
9. 職員が、職務上施設内に立ち入ることを拒まないこと。
10. 施設等の使用に関し、職員の指示に従うこと。
11. 使用許可を変更し、又は取消すときは、速やかに所定の手続きを行うこと。

様式第3号 (第9条関係)

<p>エコみらい河北使用変更 (取消) 許可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>河北郡市広域事務組合理事長</p> <p style="text-align: right;">申請者住所 申請者名 (団体名) (代表者氏名) <span style="float: right;">㊟</span> 電話番号 ( ) ー</p> <p>エコみらい河北の使用変更 (取消) の申請をいたします。</p>	
使用許可番号	プ棟使用許可第 号 ( 年 月 日許可)
変更・取消の理由	
変更の内容	変更前
	変更後
添付書類	エコみらい河北使用許可書又はエコみらい河北使用変更許可書

※組合記入欄 (申請者は記入しないこと。)

決裁欄	事務局長	企画課長	プラザ館長	担当者	合議

- 許可する。  
許可番号：プ棟使用許可第 号ー
- 許可しない。  
理由：規則第10条第 号の規定に該当すると認めるため。

エコみらい河北使用変更許可書

申請者名（団体名）  
（代表者氏名） 様

河北郡市広域事務組合理事長 ㊟

年 月 日付で提出された使用変更許可申請について、次のとおり許可します。

変更の理由		
変更の内容	変更前	変更後
付帯条件		
添付書類	変更前使用許可書の写し	

注意事項

1. 使用当日は、この許可書を提示すること。
2. 許可書に記載した目的以外に使用しないこと。
3. 準備及び後始末は使用時間内に行い、清掃及び使用した備品等を所定の場所に返納すること。
4. 公の秩序又は善良な風俗を乱さないこと。
5. 物品の販売等営利を目的とした活動を行わないこと。
6. 施設の設備等を損傷、毀損又は滅失したときは、直ちにその旨を報告し、その損害を賠償すること。
7. 危害を及ぼし、又は迷惑となる物品を持ち込まないこと。
8. 指定の場所以外での飲食、喫煙又は火気の使用をしないこと。
9. 職員が、職務上施設内に立ち入ることを拒まないこと。
10. 施設等の使用に関し、職員の指示に従うこと。
11. 使用許可を変更し、又は取消すときは、速やかに所定の手続きを行うこと。

様式第5号 (第16条関係)

エコみらい河北施設設備等損傷滅失届出書

年 月 日

河北郡市広域事務組合理事長

申請者住所  
 申請者名 (団体名)  
 (代表者氏名) ⑩  
 電話番号 ( ) ー

次のとおり、施設設備等を損傷・滅失させたので報告します。  
 なお、プラザ棟に関する規則第16条の規定を遵守し、損傷・滅失した施設設備等については、自己の費用をもって原状に復し、若しくはその損害を賠償します。

損傷・滅失した施設設備等	
損傷・滅失の原因及び程度	
損傷・滅失年月日	年 月 日
損傷・滅失者	住所：
	氏名：
賠償金額	円
備考	